

# JIS

## 鉍石中のアンチモン定量方法

JIS M 8130-1996

(2005 確認)

平成8年5月1日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

---

主 務 大 臣：通商産業大臣      制定：昭和 27.11.25      改正：平成 8.5.1  
官 報 公 示：平成 8.5.1  
原案作成協力者：日本鋁業協会  
審 議 部 会：日本工業標準調査会 資源エネルギー部会（部会長 福原 元一）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部材料規格課（〒100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 鉱石中のアンチモン定量方法

M 8130-1996

## Methods for determination of antimony in ores

1. 適用範囲 この規格は、鉱石中のアンチモン定量方法について規定する。ただし、他の日本工業規格でアンチモン定量方法が規定されている鉱石には適用しない。

備考 この規格の引用規格を、次に示す。

JIS K 0050 化学分析方法通則

JIS K 0116 発光分光分析通則

JIS K 0121 原子吸光分析通則

JIS K 8001 試薬試験方法通則

JIS M 8083 ばら積み非鉄金属浮選精鉱のサンプリング方法

JIS M 8101 非鉄金属鉱石のサンプリング、試料調製及び水分決定方法

JIS M 8132 鉱石中のひ素定量方法

JIS P 3801 ろ紙(化学分析用)

JIS Z 8401 数値の丸め方

JIS Z 8402 分析・試験の許容差通則

2. 一般事項 定量方法に共通な一般事項は、JIS K 0050、JIS K 0116及びJIS K 0121の規定による。

3. 分析試料の採り方及び取扱い方

3.1 試料の採取及び調製 試料の採取及び調製は、JIS M 8083又はJIS M 8101の規定による。

3.2 試料の取扱い方 試料の取扱い方は、次による。

- (1) 試料のはかり採りに際しては、試料をよくかき混ぜて平均組成を表すように注意し、また、異物が混入していないことを確かめなければならない。
- (2) 試料は、 $105\pm 5$  °Cに調節されている空気浴に入れて乾燥し、2時間ごとに空気浴から取り出し、デシケータ中で常温まで放冷する。乾燥は、乾燥減量が2時間につき0.1 % (m/m)以下になるまで繰り返す。ただし、変質しやすい試料の乾燥条件(温度、時間など)は、受渡当事者間の協議による。
- (3) 試料のはかり採りには、原則として化学はかりを用いて規定された量を0.1 mgのけたまではかり採る。

4. 分析値の表し方及び操作上の注意

4.1 分析値の表し方 分析値の表し方は、次による。

- (1) 分析値は、質量百分率で表し、JIS Z 8401の規定によって小数点以下第3位<sup>(1)</sup>に丸める。
- (2) 分析は、同一分析室において2回繰り返し行い、これらの差が室内再現許容差以下のときは、その平均値を求め、JIS Z 8401の規定によって小数点以下第2位<sup>(1)</sup>に丸めて報告値とする。
- (3) 2回繰り返し行った分析値の差が室内再現許容差を超えるときは、JIS Z 8402の6.4.2(適用方式A)の規定による。
- (4) 許容差は、表1による。